

重要な改正が行われて  
います！

南納税協会 主催セミナー

# 民法相続法改正ポイント

日本が超高齢化社会を迎え、高齢の夫婦の夫が亡くなった場合、夫名義の家に住んでいた妻は、家が他の相続人と共有となり、他の相続人に使用料を支払う必要がでてきたり、ときには立ち退きを迫られる可能性がでてくるなど、高齢の妻にとって、その負担は相当なものになってきています。

こうした問題に対応するために、平成30年、民法のうち、私たち自身や家族が亡くなったときの法律関係を定めている「相続法」が約40年ぶりに改正されました。本研修では、配偶者居住権の新設、遺留分制度の見直し、自筆証書遺言制度の改正、預貯金の仮払い制度の創設など、これからの相続では是非知っておきたい改正点の要点について解説いたします。

**日時** 2019年 **12月3日** (火) 14時～15時30分

**場所** 公益社団法人 南納税協会 3階会議室  
大阪市中央区谷町7-5-22  
TEL06-6762-2457



**講師** 弁護士 酒井尚土氏



**講師略歴**

京都大学法学部卒業  
54期司法修習生  
近畿財務局金融検官勤務  
国税不服審判所国税審判官勤務

**主催** 公益社団法人 南納税協会

**定員** 40名 (先着順)

**参加費**

会 員 無 料  
他 協 会 2,000円  
一 般 3,000円

**※お手数ですが、下記にご記入後FAXにてお申込下さい。**

## ◇ 民法相続法改正ポイント 申込書 ◇

公益社団法人  
**南納税協会宛** (FAX 06-6762-5015)

年 月 日

※受講票の送付並びに受付完了のご通知は致しません。

○をご記入ください

※ご記入頂いた個人情報、当協会の研修会・セミナーに関する連絡、確認、各種サービスに関するお知らせ等にものみ使用させていただきます。

・**会員**    ・**他協会**    ・**一般**

会社名		氏名	
住 所	〒	TEL	
		FAX	